

〔博士論文要旨〕

## 戦後日本のスポーツ政策

——その構造と展開——

現代日本の「スポーツ政策」は国民との矛盾を深め、生起している「スポーツ問題」を何ら解決しえないものとなっている。

本論文は、現代日本の「スポーツ問題」を解決する「スポーツ政策」を創造していくための理論的「基礎作業」である。すなわち、現代日本の「スポーツ問題」を典型化してとらえ、それらが、いかなる戦後過程で生み出されてきたのかを、それぞれの時代の「スポーツ政策」と対応させながら、歴史的・構造的に分析・解明し、それをふまえて、あるべき「スポーツ政策」像を明らかにしようとしたものである。

序章では、まず、先行研究を批判的に検討し、スポーツ政策論研究の問題点と理論的課題を明らかにし、これを実践的課題とリンクさせながら、自己の課題、つまり、本論文の課題を設定する。

その課題とは、第一に、スポーツの現実が提起するアクチュアルな課題にスポーツ政策論が的確に応えていくために、スポ

## 関 春 南

ーツ政策研究のパラダイムを転換すること。すなわち、「スポーツ問題」を摘出し、その生成、展開、解決の過程を明らかにすること。いいかえれば、「スポーツ問題」とその解決を軸としたスポーツ政策論を体系的に試論として提起すること。

第二に、分析の方法に関わって、現代日本における「スポーツ問題」を歴史的かつ構造的に解明していく。その場合、歴史的には戦後から現代まで、構造的には、一方では、スポーツ政策の要に位置していた文部省とこれと不可分の関係にあった日本体育協会の動向を、他方では、スポーツ政策を突き動かした団体や個人の多様な要求と運動と世論の動向を、政治、経済、教育との関連の中で分析する。とりわけ、これまでほとんどなかったことがなかった日本体育協会を分析の中心に据えること。第三に、叙述の方法に関わって、これまで、部分的な実証だけに終わっていた個々の事象を、全体の中で位置づける。一面性、部分性から全体性、総合性を重視し、結果的には映像性の

ある歴史像を積極的に描き提起すること。

以上のような本論文の課題に依えていくために必要な前提条件が、次に明らかにされる。

まず、「スポーツ問題」について。

民主主義、基本的人権という視座からスポーツ現実を見たとき解決を求められている問題・現代日本の「スポーツ問題」を私は次の5つの契機・側面でとらえる。

第一は、国民がスポーツという文化を享受するうえで不可欠な物質的諸条件の貧困の問題。これには、自由時間、場所、施設、指導者の貧困といった問題がある。

第二は、スポーツを行っているが、その中で人間疎外が広がっているという問題。そのような状況をつくりだしている元凶である勝利至上主義的スポーツ観の問題。

第三は、スポーツの政治的利用の問題。

第四は、スポーツの使用価値あるいは文化価値が軽視ないし無視され、市場での交換価値、金銭価値のみが重視され追求されることから生み出される問題、すなわち、スポーツの商業主義化の問題。

第五は、以上の諸問題と関連して生み出されているトータルな問題として、人間の「生物学的破滅の危機」とスポーツの問題。

これらの「問題」は、重層性をもち、有機的に関連しながら一つの全体をなして存在している。従って、それを解決するならば、全体を解決しうるような中心的な『環』を見いだし、そ

こを機軸にして「問題」を解きはぐしていくことが必要である。

次に「スポーツ政策」について。わたしは、それを「スポーツ問題解決のための手段の体系」と定義する。言い換えれば、「スポーツの価値を実現するための方策の体系」である。そして、「スポーツ問題」あるいは、「スポーツの価値」をどこに見るかによって、権力的「スポーツ政策」としての性格もつたり、国民的「スポーツ政策」としての性格をもつたりする。両者は矛盾・対立した関係にあるが、同時に相互浸透の関係にあり、その性格は可変性をもっている。

このようにとらえることにより、国民のスポーツ要求をどのように「スポーツ政策」に反映させるかが、課題として浮かび上がってくる。従って、国の「スポーツ政策」の科学的な分析と批判を通じた民主的な改革、これが、「スポーツ政策」論の現代的課題となる。

国の「スポーツ政策」の「手段の体系」の骨格は、行政機構とりわけ文部省体育局と「民間のスポーツ団体」・日本体育協会（一九八九年一月日本オリンピック委員会）JOCが分離・独立する）である。従って、両者の関係が分析対象の核をなす。その場合、日本体育協会に視座を据える。

第一部では、一九四五年の敗戦から一九六四年の東京オリンピックまでの時期が分析の対象である。オリンピックで勝つことに至上の価値をおき、少数精鋭主義、英才中心主義を背骨と

して、権力と癒着したオリンピック体制というスポーツ体制が、この時期に確立される。この過程が、占領政策、スポーツ界の国際復帰、占領政策の転換、教育の反動化、人づくり政策の推進、東京オリンピックの国家的遂行などの契機との関係で分析・解明される。この過程は、戦後わが国のスポーツ政策の原型がかたちづくられた過程でもある。スポーツを専ら対象とするスポーツ振興法は、スポーツに対する国民の要求と国家の要求の、あるいは、戦後の民主化の流れと反動化の流れという相対する矛盾の産物として成立する。

第二部では、一九六〇年代後半から七〇年代前半が分析の中心である。「国民スポーツの振興」が理念においても、運動においても発展し、スポーツ界の中に民主的潮流が抬頭し、戦後をはじめ総合的なスポーツ政策が出現する歴史のダイナミズムとそれがもった実践的意味を解明する。

国際的、国内的民主主義の発展を背景として、日本のスポーツ界の中にはじめて民主的スポーツ理念を掲げたスポーツ団体・新日本体育連盟が結成され発展していく。この連盟が成立する過程と、活動の実態、新たに提起したもの等について歴史の意味を明らかにする。

国のレベルでは、社会政策的色彩の強い「コミュニティ・スポーツ政策」が出現し、これとの関連の中で、戦後初の体系的スポーツ政策と見なしうる保健体育審議会答申「体育・スポーツの振興に関する基本方策について」が発表される。この答申は、歴史的には、憲法、社会教育法から、スポーツ振興法へと

つながってきた民主的な流れの一つの結実であった。この基本方策は、財政的裏づけをはじめ、諸条件を欠いていたため、遅々として進まなかったが、全国地域・自治体に与えた影響は大きく、国民のスポーツ要求の高揚に支えられて、自治体の社会体育行政・スポーツ行政はこの時期に大きく進展した。ここでは、具体例として、東京都三鷹市、国分寺市、府中市について分析する。

こうした動向の中で、日本体育協会は、オリンピック至上主義だけでは、国民の要求に応えることができないとの認識のもとに、もう一つの柱として、「国民総スポーツ」を掲げることになる。この理念と実体が如何に乖離していたかを解明する。

他方、「後進的」という言葉の権化のように見なされてきた日本体育協会に労働組合が結成され、改革提言「体協のあるべき姿」が公表される。「組合」の活動を通じて、日本のスポーツ界の中枢部分である日本体育協会のもつ問題がえぐりだされ、民主的改革への提言がなされる。このことは、日本のスポーツ界全体の民主化を展望する上で大きな礎を与えることとなる。この活動の実態と提言の歴史的意思を分析・解明する。

このように、七〇年代前半の戦後スポーツのいわば進歩の側面に光をあて、この時期の歴史像を描きだした。

第三部では、八〇年代を主要な分析の対象とする。

七〇年代末から八〇年代に入ると、とりわけ、国の財政政策との関係（「新自由主義」的政策のスポーツへの現れ）で、七二年の保健体育審議会答申がうたっていたような、国のスポー

ツ振興政策は放棄され、代わって、スポーツへの国の積極的関与を強めた「国家主義化」とスポーツの商品化と民間資本への委譲を強めた「商業主義化」が急速に進行していく。そして、八〇年代末には、いわゆる「国家主義的・商業主義的スポーツ政策」として成立するに到る。第三部は、このプロセスと内的必然性を、体協及び政府（とりわけ文部省）と財界の政策動向を中心に明らかにする。

体協は、国際スポーツ界の影響をうけ、自らの理念の観念性と体質の脆弱性をあらわにしなから変質し、新たなスポーツ政策の条件をつくりだしていく。政府・財界は、この動向に呼応して、スポーツを国の諸政策（政治・経済・教育等）の手段として積極的に位置づけていく。

体協については、二つの象徴的な事件、モスクワ・オリンピック・ボイコットと「体協スポーツ憲章」の制定、及び、それらのあり方を根底において規定している体協自体の体質の問題を分析する。政府・財界については、「行政改革」と相まって進行するスポーツの商業主義化を、その実態、変質の諸相、イデオロギーの面からとらえ分析する。そして、これらの蓄積の上に、「国家主義的・商業主義的スポーツ政策」と見なしうる政策文書保健体育審議会答申「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策について」及び通産省編「スポーツビジョン二一—スポーツ産業研究会報告書」が提出される。この成立の必然性と本質を明らかにしていく。

モスクワ・オリンピック・ボイコットは、日本のスポーツ界

（とりわけ、その決定権をもつJOC＝日本オリンピック委員会）が主体的な意志で、望んで決定したことではなく、政府・文部省の強権に屈した結果であった。この過程を内在的に分析し、政治権力によるスポーツの政治的利用の実態とそれを許すスポーツ界の体質を説明する。

次に、体協が自らのスポーツ理念であるアマチュアリズムを廃棄し、「体協スポーツ憲章」を制定したことは、体協の変質を決定づけるものとなった。これにより、堰を切ったように体協の商業主義化は進行していく。このことのもった意味を、アマチュアリズムの歴史的検討をベースに明らかにする。そして、スポーツ団体もまた理念をもたねば発展の展望は開けないことを示す。

しかし、自主性と主体性を踏みにじられ、政治権力と商業主義の前に頭を垂れていく体協の姿は、そもそも、体協の体質そのものに規定されていたことを、体協の組織、人事、財政構造から明らかにする。その上で、一九九〇年JOCが分離・独立したことの意味を説明する。

一方、スポーツの商業主義化は、政府・財界の「八〇年代戦略」の一環の中で進行する。つまり「行政改革」である。この実態とメカニズムを東京都のスポーツ施設の「民間委託」化を例に分析し明らかにする。

さらに、スポーツの商業主義化は、スポーツという文化のあり方をどのように変えているのかを幾つかの具体的事象を通して解明する。

商業主義化と関わって重要な問題は、使用価値を越えたこと

ろで買うことに喜びをみいだす、いわゆる「消費文化主義」というイデオロギーとの関係の問題である。この問題がスポーツ産業の発展にとって重要な意味をもつだけでなく、政治的役割を担っていることを明らかにする。

八〇年代の「行政改革」路線との関係で、商業主義化の現れの一つであるスポーツの手段化の最たるものが、リゾート開発であった。リゾート法という法的裏付けのもとに、全国的で大々的な開発が進行した。このメカニズムと実態ならびに問題点を、ゴルフ場を例に解明する。

以上のような、八〇年代の体協及び政府・財界のスポーツ戦略の動向と実態の展開過程を基盤に、一九八九年には、保健体育審議会答申「二一世紀に向けたスポーツの振興方策について」が、一九九〇年には、通産省編『スポーツビジョン二一—スポーツ産業研究会報告書』が出され、長期的な政策展望が打ち出される。これは「二一世紀に向けた国のスポーツ政策」と呼ぶに相応しいものであった。このもつ本質を解明する。

最後に、この政策がもたらす典型的な事象として、学校における「部活」の問題をあげる。この政策が期待しているスポーツにおける競争体制の整備が、「能力主義」競争の再編成と関わって、新たな問題を学校に引き起こしていることを明らかにする。

第二部が、進歩の側面から描かれたとすれば、第三部は、反動の側面・陰の部分が主要な側面として、この時期の歴史像が描かれる。

第四部では、以上の歴史的・構造的分析をふまえて、「スポーツ政策」はどのように改変されねばならないのかについて、原則的かつ具体的な提言をおこない、その提言実現の方向を提示する。

第一は、新しいスポーツ理念を創造し発展させるという課題である。

スポーツ享受のあり方は、国民の中で多様になってきているところが依然として支配的なスポーツ観に影響され、勝利至上主義的あり方に代表されるような、一面的・画一的享受のあり方に押し込められている。これを打破していくためには、スポーツ享受の多様なあり方を整理し、それらを対等平等に承認し、それぞれに応じた振興策を講じていく必要がある。

その場合核心的な問題は、スポーツで勝つことをどのようにとらえるかとい問題である。勝つこと、つまり、競争は、スポーツという文化の基本的存在形態であるから、これをどのようにとらえるかは、スポーツ理念形成の上で決定的に重要な意味をもっていたのである。

勝つための真剣な努力と情熱という人間的なものは、ドーピングに象徴されるような非人間的なものへ転化する可能性を常にはらんでいる。従って、求められていることは、この人間的なものを励ます理念と思想、組織と体制をつくりだしていくことである。この不在が、勝利至上主義をはびこらせたり、スポーツから競争をなくせばことたりとするスポーツ理念をうみだしているのである。理念・思想の問題としては、さびれたかに見えるフェアプレイの精神やスポーツマンシップを現代的な

形で再構築しなくてはならない。

しかし、根底にある問題は、文化としてのスポーツは、現代の人間にとって、重要な意味と価値をもつものであるという認識をベースに形成されてきたスポーツ権思想を広く社会的なものにしていくことである。

第二は、スポーツ行政の整備の課題である。

スポーツ行政は、一三省庁にまたがり、相互の関連を欠いたまま独自の施策を展開している。また、選手の競技力の向上にまで行政が関与するといった行政の逸脱現象すら見られる。これを行政内容も含め整理統合し、統一的なスポーツ政策の展開を可能にするスポーツ省を設置する必要がある。

法的整備の問題では、スポーツを専らの対象とする法律は、スポーツ振興法である。この法律の不備を改正しなければならぬ。改正点は最小限次の五点についてである。

①「綱領規定」をすべて「義務規定」にする。また、内容を確定することの困難な概念の使用をなくす。

②国際的な到達点をふまえ、第一条に、スポーツの実践が基本的権利であることをうたう。

③国と地方自治体の条件整備義務をうたう。また国庫補助率を変更する。

④クラブ活動の保障を規定する。

⑤指導者の制度的保障を義務づける。

現在国の政策は、その多くが、審議会、諮問機関で立案され、

これが政策として施行されている。スポーツ政策の場合も同様で、保健体育審議会答申が明文化された政策のような機能を果たしている。ところが、これらの機関の委員の選出が極めて恣意的に行われている。この点を改め、民主的な審議会制度を確立する必要がある。

地域でのスポーツの振興にとって重要な役割を担うのが、自治体での行政職員である。ところが現在、スポーツ行政を担う職員は専門職として制度的に保障されていない。そこでさしあたり、制度として存在する派遣社会教育主事（スポーツ担当）を半永久的な専門職員として明確に制度的に位置づけ、この数を増員することである。

第三は、体協・JOCの民主的改革の課題である。

その一は、政府・文部省との間に民主的關係を確立することである。これは、例えば、「ドイツ・スポーツ連盟が政府・国家権力との間に築き上げた「パートナーシップの原理」、すなわち、政府は「援助すれども支配せず」、スポーツ団体は「公共の福祉のために運動し、特定の政治党派にくみせず」、この原則を両者が認め合おうというものである。「パートナーシップの原理」の出発点は、自己主張としての主体性・自由と自治の精神である。したがって、言い換えれば、主体性・自治の精神をどのように、創りだしていくかという問題であった。

その二は、財政基盤の確立の問題である。

先ず、その一を前提にして、国庫補助のあり方を全面的に正していくことである。次に、商業主義との関係を改善していく

ことである。スポーツの商業主義化は避けられない社会現象である以上、これをコントロールし、積極的に新たな関係を創りだしていき、歪みを最小限に食い止めていくことである。

その三は、民主的な原則が認められていない現在の組織体制を、クラブを基礎とした組織体へと再編成していくことである。そして、これを法的に保障していく必要がある。

その四は、体協・JOCの民主的改革を遅らせる致命的欠陥は、そのもつ閉鎖性にあった。閉鎖性を打破していくためにまずもって必要とされることは、開かれた諮問機関をもつことである。

最後に、公害問題の解決にとって、世論と運動が決定的役割を担ったように、「スポーツ問題」の解決にとっても、それを推し進める運動と国民的な世論が必要であることはいうまでもない。

「スポーツ問題」解決のためには、まず解決のための計画・プログラムが必要である。運動は、この計画・プログラムづくりに焦点化されていかなばならない。その場合、重要な手がかかるのが、スポーツ振興法第四条で規定されている文部大臣の「スポーツ計画策定」義務である。これは、三五年にわたって放置されてきたものであるが、今こそ呼び覚まさなければならない。

この法規定をテコにしながら、広範な国民の共同事業として「スポーツ振興計画」を作成していくことが、新たな「国民的スポーツ政策」策定への確かな道であることを提示する。

## 〔博士論文審査要旨〕

### 論文題目 戦後日本のスポーツ政策

——その構造と展開——

論文審査担当者 藤岡貞彦

高津勝  
渡辺治

## 一 本論文の構成

本論文は以下の通り、序章・終章ならびに四部（二七の章）から構成されている。

はじめに

### 序章

#### 第一部 オリンピック体制の確立

##### 第1章 「民主化」政策とスポーツの「大衆化」

##### 第2章 スポーツ界の国際復帰と「オリンピック至上主義」

への転換

##### 第3章 「オリンピック至上主義」の強化

##### 第4章 オリンピック体制の確立

#### 第二部 「国民スポーツの振興」の胎動とスポーツ界

##### 第5章 民主的スポーツ運動の成立と展開

## 第6章

初の体系的「スポーツ政策」の出現——保健体育審議会答申「体育・スポーツの振興に関する基本方針について」一九七二年（保体審答申七二）

## 第7章

「国民総スポーツ」の理念と現実

## 第8章

日本体育協会労働組合の結成と改革提言

## 第9章

地域・自治体におけるスポーツ行政の発展

## 第三部

## 第10章

「国家主義的・商業主義的スポーツ政策」の成立

## 第11章

政治権力とJOC・体協の自主性

アマチュアリズムの破棄と「体協スポーツ憲章」の制定

## 第12章

体協の体質

## 第13章

「行政改革」とスポーツの商業主義化

## 第14章

二一世紀に向けた国のスポーツ政策

## 第四部

「スポーツ政策」の展望——「スポーツ問題」解決への道

## 第15章

新しいスポーツ理念の創造・発展

## 第16章

スポーツ行政の整備

## 第17章

体協・JOCの民主的改革

## 終章

スポーツ運動の発展と「国民スポーツ振興計画」の策定

あとがき

## 二 本論文の要旨

序章第1節は、権力と国民の対抗関係を軸にして現代日本の「スポーツ問題」・「スポーツ政策」を歴史的・構造的に分析し、

国民的なスポーツ政策の策定という実践的課題とリンクさせつつ、問題解決のための試論を体系的に論及することを表明する。第2節では、現代日本の中心課題は「基本的人権」・「民主主義」の実現にあり、「スポーツ問題」もその視点から摘出すべきだとし、その際、スポーツの文化的理解と価値認識をふまえるべきであるとする。筆者によれば、「文化としてのスポーツ」とは、人間が意図的につくりだした時間と空間の中での自覚的な身体活動」のことであり、そこにおいて主体（人間）と客体の弁証法が成立し、生命の維持と健康の回復・増進にかかわる「絶対的価値」と、自己実現、未来展望、技術美、相互交流にかかわる「人間的価値」が実現されることになる。第3節は、現代日本の「スポーツ問題」が五つの契機・側面、すなわち、第一に自由時間・場所・施設・指導者などの物質的条件の貧困、第二に勝利至上主義的スポーツ観、第三にスポーツの政治的利用、第四にスポーツの商業主義化、第五に人間の「生物学的破壊の危機」をもって構成されることを示す。第四節では、「スポーツ政策」とはスポーツ問題解決のための手段の体系、すなわち「スポーツの価値を実現するための方策の体系」であり、スポーツ「問題」と「価値」をどう把握するかによって権力的または国民的性格を帯び、したがって、両者は矛盾・対立しつつ相互に浸透し、かつ可変的であるとされ、そこから、スポーツ政策に国民の要求をより多く、強く反映させていくこと、すなわち、国のスポーツ政策の民主的改変とそのための国民的合意の形成がスポーツ政策研究の中心的な「環」になるという命題を導き出す。以上の考察をふまえ、第五節では、文部省体育

局がスポーツ行政機構の「中心」に位置し、民間団体である日本体育協会(日体協)との密接な関係のもと、国のスポーツ政策・行政の「骨格」が形成されるとし、本論文の主要な分析対象をそこに限定する。

第一部第1章は、「民主化」政策のもとで蘇った日本のスポーツ界が「大衆化」を志向し、四八年には勝利至上主義・少数精鋭主義に批判的な文部省の「学徒の対外競技基準」を受入れたが、大衆化を実現する組織的・制度的な保障を欠き、理念的にも不完全であったことを実証する。第2章は、対日占領政策の転換を契機に競技連盟の「国際復帰」がめざされ、日体協が「大衆化」の課題を放棄して「オリンピック至上主義」に転じ、ヘルシンキ大会に惨敗したあと、水泳連盟を中心とした競技団体の要求を文部省が受け入れ、「学徒の対外競技基準」が五四年に緩和される過程を分析する。第3章では、第一に、日体協がスポーツによる体力と愛国心の育成を唱え、五〇年代前半の教育の反動化に民族的・国家的観点から積極的にコミットしたことに反対し、ラグビー協会が五六年に日体協を脱退するが、日体協主管の国民体育大会からの排除を恐れて翌年には復帰し、それを契機としてスポーツ界にオリンピック至上主義が貫徹していったこと、第三に、スポーツ行政の整備とオリンピック大会招致に関する五七年の一連の施策、とりわけ、スポーツ振興審議会(総理大臣の諮問機関)の設置、国際的・国家的事業を行なうスポーツ団体に国庫補助を認める社会教育法の一部改正、東京オリンピック招致の閣議決定について論及する。第4章で

は、政府・財界の「人づくり」政策を内面から支える「愛国心」育成の課題を東京オリンピックが担い、日体協による国威発揚のための選手発掘・強化事業の組織的展開と、都道府県体育協会の日体協への再編(加盟団体化)をへて、政治・経済・教育政策と有機的なかわりをもつ勝利至上主義的なスポーツ体制、すなわち、中央集権的な「オリンピック体制」が確立したとする。筆者によれば、国民へのスポーツの普及を謳った六一年のスポーツ振興法は、この体制を支えるために成立した。

第二部第5章は、「万人のスポーツ権」を掲げて新日本体育連盟(新体連)が六五年に誕生し、クラブやサークルを基礎にして自主的・民主的スポーツ運動を展開する過程を示す。第6章では、学校中心・選手中心のスポーツからの脱皮と、自発的なスポーツグループの育成を提起した文部省保健体育審議会の「七二年答申」を分析し、日本ではじめて公共スポーツ施設の整備基準を示した画期性とともに、その背景に高度経済成長政策下の国民の生活様式の変化とスポーツ要求の高まりがあったこと、財政的裏付けを欠いていたことを明らかにする。第7章では、第一に、「国民総スポーツ」をめざして七一年に日体協が機構改革を行ない、地域クラブと指導者の育成に着手するが、実際にはスポーツ少年団の育成に力点が置かれ、広範な国民に影響力が及ばず、指導者の育成事業についても、資格認定だけで金銭的・制度的な保障がなかったこと、第二に、七一年の閣議決定で日体協に対する寄付が免税となるが、財源の五七パーセントは公営競技からの補助で占められ、「国民総スポーツ」を末端で担う都道府県体協の財政についても、自治体の補助金

と一般寄付に大きく依存していたこと、第三に、公共スポーツ施設の占める割合は施設総数の七パーセントに過ぎず、七〇パーセント強を占める学校体育施設の場合、責任体制の不備や指導者不足のために一般開放が進捗しなかったことを解明する。

第8章は、労働運動・住民運動の高揚 および国民のスポーツ要求を基礎にして結成された日体協労組の改革提言を扱い、第一に、「競技団体連合」ではなく、個人加盟の地域組織を基礎にした全国的な「スポーツマン連合」への日体協の改組、第二に、地域社会を基礎にした日体協独自の総合スポーツ計画の作成と国庫による保障、第三に、自主財源と自主運営の確立、第四に、特定政党との緊密な関係や行政指導の強化に繋がる「体育省」設置案への批判、第五に、意志決定機構の民主化を提起していたことを示す。第9章は、施設整備、クラブづくり、指導者養成を指標にして都下三自治体のスポーツ行政について分析し、第一に、三鷹市の場合、「受益者負担」の原則を容認して施設整備要求を自己規制するという限界があったものの、スポーツ教室の開催を契機に「自主グループ」を育成して全国的にも先駆的な役割を果たしたこと、第二に、憲法と教育基本法の理念にもとづき、住民参加の「管理運営委員会」方式による学校開放事業を展開した七〇年代後半の国分寺市の場合、委員会の活動が市民のスポーツ要求と施設要求を喚起したこと、第三に、七七年に「スポーツの生活化五カ年計画」を策定して施設整備に取り組んだ府中市の場合、八八年に地域体育館の建設が全地区において完了したことを示す。

五つの章と補論で構成される第三部は、八〇年代のスポーツ

政策とスポーツ組織および地域自治体の動向について分析する。第10章は、日体協および日本オリンピック委員会（JOC）が政府の恫喝によってモスクワ・オリンピック大会への不参加を決定する過程を分析し、第11章は、日体協による「スポーツ憲章」の制定を契機にプロ選手を除外した「アマチュア規定」が廃止され、広告出演や賞金授受などを定めた競技者資格規定の制定権が各競技連盟に移行したことを示す。この憲章をもって筆者は、スポーツによる物質的利益の追求を禁止したアマチュアリズムのみならず、フェアプレイの精神とスポーツマンシップをも廃棄した、と結論づける。第12章では、そのような動向の背景をなす日体協の体質について、役員の名譽職制に由来する非改革的・現状維持的性格、集団的審議の欠如、役員の人事面での政官財界との緊密な繋がりが、競技者の意志を直接に代表しえない意志決定機構に注目し、財政については、国庫補助と財界寄付、公営競技からの補助なくして活動しえない弱点を指摘する。第13章ではまず、八〇年代の「新自由主義」的國家戰略の一環をなす「福祉社会」の再編と行政改革のもと、スポーツが環境・福祉・文化・社会教育とともに予算削減と民間委託、市場化のターゲットにされたこと、次いで、東京都の公共スポーツ施設の民間委託化が使用料の高騰やサービスの低下、管理優先・自主的活動の制限、自治体職員の定員削減など、多くの問題を惹起したことを例証し、「商業主義化」のもとでスポーツ文化が歪められている事実について具体的に例示しつつ、スポーツ産業の発展が「消費文化主義」イデオロギーを形成していることを批判する。八七年の「リゾート法」とゴルフ場建設

については、自然破壊に注目し、利潤追求のためのスポーツの手段化であるとみなす。第14章では、保健体育審議会「八九年答申」と九〇年の通産省『スポーツビジョン21』の成立過程を分析し、二つの文書をもって、「国家主義的・商業主義的スポーツ政策」の成立を画期づける。筆者は、国家の利益に従属させつつ、消費の対象に転化して利潤のみを追求するスポーツのあり方がこの時期から顕在化したとし、第一に、地域スポーツのための「施設整備基準」を明示した「七二年答申」の放棄、第二に、国家によるスポーツの政治的利用を目的にした国際競技力の向上と指導体制の拡充・強化、第三に、利潤の追求を目的とするスポーツ産業の発展をもって、そのことを確認する。

第四部は、これまでの分析をふまえ、新しいスポーツ理念の創造、スポーツ行政の整備、日体協・JOCの民主的改革という論点を提起し、あるべき「スポーツ政策」を展望する。第15章では、勝利至上主義的なスポーツ観の克服と、新しいスポーツ理念の創造にむけ、多様なスポーツのあり方を承認し、スポーツ権思想をベースにしたフェアプレイの精神やスポーツマンシップを再構築すべきであるとする。第16章は、スポーツ行政の整備に関し、第一に、「スポーツ省」の新設と各省庁のスポーツ行政の一元化、第二に、スポーツ振興法の改正による国および自治体の条件整備義務の明確化と国庫補助の拡充、第三に、クラブ活動の保障、第四に、体育指導員の常勤公務員化による指導者の制度的保障、第五に、スポーツに関する民主的審議会制度の確立、第六に、自治体行政内のスポーツ専管部門の確立と専門職員の配置について提言する。第17章は、日体協・JOC

Cの民主的改革を論じ、第一に、政府・文部省との関係における援助・非介入の原則の確立、第二に、国からの「シビルミニマムの補助」の義務化と国の補助基準の明確化、および、事業収益の拡大による財政基盤の確立、第三に、クラブを加盟単位とする組織への日体協の再編、第四に、「開かれた諮問機関」の設立と閉鎖性の打破について提言する。

終章では、スポーツ問題の解決にとって、スポーツ運動が決定的な意味をもち、問題解決のためには計画・プログラムがなければならぬ、という認識をふまえ、広範な国民の共同作業のなかで、いまだ日本に存在しない「国民的スポーツ振興計画」を策定していくことが、現代日本のスポーツ問題解決の中心課題であり、スポーツ運動は「国民的スポーツ振興計画」の策定に焦点化されていかなばならない、という見解を表明する。スポーツ運動の展開を基礎にして行政から相対的に自立した委員会を設立し、現時点における国内外のスポーツ理念や宣言・計画の到達点を明らかにしつつ、スポーツ環境を整備するための具体的保障について検討し、その実行をせまっていくことによって、「二世紀をスポーツの花咲く時代にする」ことができる、と結んでいる。

### 三 本論文の成果と問題点

(一) 本論文の最大の成果は、膨大な実証的研究によって、戦後日本の政府・日体協の展開してきたスポーツ政策を歴史的にあとづけ、それがいったいかなる要因にもとづいて形成・展開されたのかを明らかにするとともに、その政策展開の結果

いかなる「スポーツ問題」を蓄積したかを明らかにしたことがある。

とくに、本論文の方法上の特徴の一つは、戦後「スポーツ政策」史をそれだけ切り離して分析するのではなく、戦後の保守支配層の政策全体の中で位置づけ分析した点にある。こうした方法によって、「オリンピック体制」を当時の保守政治の国家主義的傾向と関連づけて分析しえ、また八〇年代以降のスポーツ政策を広く新自由主義的政治の一環として説明するのに成功したのである。また本論文の方法上の特徴の二つ目は、支配層のスポーツ政策を構造的に明らかにすることに成功した点である。すなわち論文は、戦後スポーツ政策史を三つの時期に区分して考察しているが、この区分は支配層のスポーツ政策の構造的特徴に対応してなされたものである。その第一部は、一九五〇年代から六〇年代前半期の東京オリンピックへ向けての時期であるが、この時期は、戦後政府・日体協のスポーツ政策の原型が形成された時期であった。また、第三部は八〇年代の第二臨調の行政改革期におけるスポーツ政策に焦点をあてているが、この時期はとりもなおさず、現代日本のスポーツ政策の構造的特徴たる「国家主義的・商業主義的」スポーツ政策の確立期でもある。本論文は、この二つの時期に焦点をあてることによって、現代日本のスポーツ政策の構造を浮き彫りにしえたのである。

(二) 本論文の成果は、第二に、戦後スポーツ政策を主導してきたものとして政府・日体協に焦点を当てながら、決して「スポーツ政策」の形成の担い手をその点にとどめず、国民の

スポーツ要求やスポーツ運動の力がスポーツ政策の形成に果たした役割をも明らかにしえたことである。すなわち論文は、その第二部において、一九六〇年代後半～七〇年代前半の時期に高度成長にとともなう国民のスポーツ要求の高まりを背景に文部省保健体育審議会「七二年答申」に代表されるようなスポーツ政策の転換が行なわれ、また自治体のスポーツ行政の展開が見られたこと、同じ時期に新体連の結成と躍進などのスポーツ運動の昂揚が見られたことを明らかにすることによって、政策形成に国民のスポーツ要求や運動の果たした役割を実証的に明らかにしたのである。こうした試みによって、本論文は、スポーツ政策史の視野を拡大しえたのみならず、「スポーツ政策」の民主的改革の展望を描き出すことができたのである。

(三) 本論文は、以上のような諸点において大きな成功を収めているが、扱っている問題の大きさに照らして、残された問題もいくつかある。まず第一は、スポーツ政策史を戦後の政治全体の脈絡の中で説明するという筆者の視点は極めて有効であるにもかかわらず、戦後保守政治の政策体系とスポーツ政策との関係づけがやや単純な嫌いがある点である。その結果、スポーツ政策の持っている固有の意味合いが必ずしも鮮明にならなかった点は惜しまれる。

また、第二に、スポーツ政策形成にとつての国民のスポーツ要求や運動の力を評価するという視点にもかかわらず、六〇～七〇年代のスポーツ政策の転換を促した積極的な芽がなにゆえ、ほかならぬこの時代に現れたのか、またこうした七〇年代スポーツ政策・行政の積極的な芽が、なにゆえ、八〇年代以降に

なると消えあるいは停滞したのが、十分説得的に明らかにされていない点である。そのため、筆者が本論文末尾で提案しているスポーツ政策が一体いかなる担い手によって遂行される展望があるのか必ずしも明瞭ではなく、政策提言がそれまでの歴史叙述とやや距離があることが惜しまれる。

しかし以上の問題点は、筆者をも含めて、今後のスポーツ社

会学研究が全体としてとりくむべき課題に属するものであり、本論文の達成している成果を消すものではない。よって、審査員一同は、本論文が一橋大学博士(社会学)の学位を授与するに相応しいと判断した。

一九九七年四月九日